

ジャマイカの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ジャマイカ²（英語では「Jamaica」）³は、カリブ海の大アンティル諸島に位置する島国であり、北方にはキューバ、東方にはハイチ及びドミニカ共和国、南方にはパナマ、西方にはベリーズ及びメキシコがある。国土の面積は約 1.1 万平方キロメートルで、秋田県よりやや小さい程度の大きさである。国内最高峰ブルーマウンテンからは約 120 の川が流れ、国土の大部分は、熱帯雨林で覆われている。

ジャマイカは、英連邦に属し、英国女王を元首とする立憲君主制国家である。首都はキングストン、公用語は英語である。通貨はジャマイカ・ドルである。約 289 万人いるジャマイカ国民の構成は、黒人が約 92%、混血約 6%、インド系約 1% 等となっている。宗教については、プロテスタントが約 61%と多数派を占める。

「ジャマイカ」という国名は、先住民であるアラワク人の言葉で「木と水の地」を意味する。1494 年にコロンブスがジャマイカ島を発見し、1509 年にはスペイン領となった。スペインは、サトウキビのプランテーションで働かせる労働力として、西アフリカから多くの黒人奴隸をジャマイカに「輸入」した。1655 年に英国がジャマイカを占領し、1670 年にはマドリード条約によりジャマイカは英国領となった。英国はジャマイカに海軍司令部を置き、ジャマイカをカリブ海における拠点とした（このことが、その後の英領ホンジュラス（現在のベリーズ）の獲得に繋がることになる）。1865 年には、英國支配に対する黒人の大規模な反乱が起こった（「ジャマイカ事件」）。ジャマイカは、1957 年に英國の自治領となり、1958 年には西インド連邦に帰属したが、1962 年 5 月に西インド連邦が解散したため、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 日本では、「ジャマイカ」といえば、「レゲエ」を思い浮かべる人が多いかもしれない。レゲエは、1960 年代後半にジャマイカで生まれた音楽ジャンルであり、ボブ・マーリー等により世界に広まった。また、現在、日本で最も有名なジャマイカ人といえば、陸上競技（短距離走）の世界記録保持者であるウサイン・ボルトが挙げられよう（ジャマイカは、以前から、優秀な陸上選手を多数輩出している。例えば、リンフォード・クリスティ、ベン・ジョンソン、アサファ・パウエル、マリーン・オッティ等）。なお、2018 年 2 月の平昌冬季オリンピックの際には、ジャマイカのボブスレー・チームが「下町ボブスレー」の使用を取り止めたことが、大きな話題となった。

³ ジャマイカ（JAMAICA）の英語名称が「JA」から始まるため、大規模な国際会議・スポーツ大会では、日本（JAPAN）の隣となることが多い。

同年 8 月に英連邦構成国の一として独立した（カリブ海の英連邦構成国としては初めての独立であった）。

現在のジャマイカでは、ボーキサイト及びアルミナ等の鉱業、砂糖及びコーヒー豆等の農業、リゾート地における観光業等のサービス業が盛んである⁴。米国等における海外移住者からの送金も多い。ジャマイカは、2009 年の世界金融危機等の影響により、ボーキサイト及びアルミナの価格暴落と観光客の減少により経済的に立ち遅れていたが、最近は景気が回復傾向にあること⁵等から、今後は、緩やかな経済成長が見込まれている⁶。

ジャマイカは、1995 年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、ジャマイカは、地域経済共同体たる「カリブ共同体」（CARICOM）に加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブの 14 か国 1 地域が加盟している⁷。

ジャマイカの法制度は、英国法の流れを汲み、①コモン・ロー、②制定法等により形作られている。とくに、ジャマイカ独立以前における英国の「The Public General Acts of England」、「Halsbury's Statutes of England」、「Halsbury's Statutory Instruments」等の文献は、重要視される。ジャマイカの裁判所は、ジャマイカ国内やカリブ諸国に規定や先例が無い場合、英国の先例等を引用する。但し、近時は、ジャマイカ国内やカリブ諸国における規定や先例の重要性が増大している⁸。現在のジャマイカの主な制定法は、ジャマイカ法律集として、27 の VOLUME に体系化されている⁹。

II 憲法

1 総説

ジャマイカの現行憲法は、1962 年に採択され、施行された。その後、数度の憲法改正が行われた。

⁴ 日本からジャマイカへの輸出が多いのは、乗用車、商用車、自動車部品、一般機械等である。ジャマイカにおける自動車の約 9 割は、日本からの輸入車である。他方、ジャマイカから日本への輸出が多いのは、コーヒー豆、ラム酒、綿花等である。「ブルーマウンテン・コーヒー」の約 8 割は、日本に輸出されている（ジャマイカ大使館ウェブサイトの「貿易概要」を参照）。

<http://www.jamaicaemb.jp/jp/trade/index.html#trade>

⁵ ジャマイカの実質 GDP 成長率についてみると、2014 年は 0.7%、2015 年は 0.9%、2016 年は 1.4%、2017 年は 0.5% となっている（JICA 図書館ポータルサイトの「国別主要指標一覧（2018 年 7 月版）」を参照）。

<https://libportal.jica.go.jp/library/public/data/Index/CentralAmericaCaribbean/Jamaica.pdf>

⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jamaica/data.html>

⁷ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Jamaica1.html>

⁹ <https://www.lawteacher.net/free-law-essays/judicial-law/legal-system-of-jamaica.php>

全 138 条(別紙を除く)から構成されるジャマイカ憲法の体系は、表 1 のとおりである¹⁰。

表 1 : ジャマイカ憲法の体系 (1999 年までの改正を反映)

第 1 章 前文		第 1 条～第 2 条
第 2 章 市民権		第 3 条～第 12 条
第 3 章 基本的権利及び自由		第 13 条～第 26 条
第 4 章 総督		第 27 条～第 33 条
第 5 章 議会	第 1 部 議会の構成	第 34 条～第 47 条
	第 2 部 議会の権限及び手続	第 48 条～第 62 条
	第 3 部 議会の会期	第 63 条～第 65 条
	第 4 部 選挙区の画定	第 66 条～第 67 条
第 6 章 行政権		第 68 条～第 96 条
第 7 章 司法	第 1 部 最高裁判所	第 97 条～第 102 条
	第 2 部 控訴裁判所	第 103 条～第 109 条
	第 3 部 枢密院への上訴	第 110 条
	第 4 部 司法サービス委員会	第 111 条～第 113 条
第 8 章 財政		第 114 条～第 122 条
第 9 章 公共サービス	第 1 部 総則	第 123 条～第 128 条
	第 2 部 警察	第 129 条～第 131 条
	第 3 部 年金	第 132 条～第 134 条
第 10 章 雜則		第 135 条～第 138 条

2 統治機構

ジャマイカは、英國の議院内閣制を範とするウエストミンスター・システムを採用している。

(1) 行政府

ジャマイカの行政権は、国家元首たるジャマイカ国王、即ち、英國女王に帰属する。ジャマイカ国王の地位は、儀礼的・象徴的なものであり、実権はほとんど無い。首相の助言に基づき女王により任命された総督 (Governor-General) は、国王の代理人として、権限を行使する。法律が成立するためには、総督の同意が必要とされている。但し、総督の権限は、重要性の低い一部の例外事項を除き、裁量は認められておらず、首相の同意を得て行使するものとされている。

¹⁰ ジャマイカ憲法 (英語) は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://nationalassembly.gov.bz/wp-content/uploads/2017/03/Belize-Constitution-2017updated-March.pdf>

ジャマイカは、議院内閣制を採用している。行政府の事実上のトップは首相であり、首相及び 11 名以上の閣僚により内閣が組織される。下院の第 1 党党首が、首相に任命される。首相は、議会を解散する権限を有する。閣僚は、上院議員と下院議員の中から、首相の指名に基づき、総督が任命する（但し、上院から 4 名以上任命してはならない）¹¹。

（2）立法府

ジャマイカの立法府たる議会は、下院と上院の二院制が採用されている。下院議員の定数は 63 名である。下院議員は直接選挙により選出され、その任期は 5 年である。下院は、内閣不信任決議を行うことができる。上院議員の定数は 21 名である。うち 13 名を首相の推薦、残り 8 名を野党党首の推薦により、総督が任命する。上院議員の任期も 5 年である。

下院議員又は上院議員となるには、①21 歳以上のジャマイカ国民であること、及び②過去に遡って 1 年間以上ジャマイカに居住している 21 歳以上の英連邦の市民であること、のいずれかの要件を満たす必要がある。

（3）司法府

ジャマイカの司法制度は英国法の影響を強く受けている。ジャマイカの司法組織には、控訴裁判所 (Court of Appeal)、最高裁判所 (Supreme Court)、地区裁判所 (Parish Court) 及び小治安裁判所 (Petty Sessions Court) 等がある¹²。

小治安裁判所は、一般的な暴行、無秩序な行動、下品な言葉の使用等に関する軽微な事件を管轄する。

地区裁判所は、民事（訴額が 100 万ジャマイカ・ドル未満の民事事件）及び刑事（制定法により地区裁判所の管轄とされている刑事事件）の第一審事件を管轄する（地区裁判所と並立するものとして、夜間裁判所、検屍官裁判所、交通裁判所、薬物裁判所、租税裁判所、家庭裁判所、少年裁判所及び少額請求裁判所もある）¹³。地区裁判所の判決に対する上訴事件は、控訴裁判所が管轄する。

最高裁判所は、民事（訴額が 100 万ジャマイカ・ドル以上の民事事件）、刑事、家事、相続、商事及び海事に関する事件を一般的に管轄する（最高裁判所と並立するものとして、銃器裁判所及び歳入裁判所もある）¹⁴。また、小治安裁判所の判決に対する上訴事件を管轄する。最高裁判所の判決に対する上訴事件は、控訴裁判所が管轄する。「最高裁判所」

¹¹ <https://jis.gov.jm/media/constit.pdf>

¹² <http://supremecourt.gov.jm/content/court-structure-and-hierarchy>

¹³

http://supremecourt.gov.jm/sites/default/files/pdf_documents/Structure-of-the-Jamaican-Court-System.pdf

¹⁴

http://supremecourt.gov.jm/sites/default/files/pdf_documents/Structure-of-the-Jamaican-Court-System.pdf

(Supreme Court) と言っても、ジャマイカの司法組織の頂点に位置するものではなく、控訴裁判所の下に位置付けられる下級裁判所であることに留意されたい。

控訴裁判所は、ジャマイカ国内における最上級裁判所であり、首相から指名された裁判官で構成される。控訴裁判所は、地区裁判所及び最高裁判所の判決に対する上訴事件を管轄する。

控訴裁判所の判決に対する上訴事件を管轄するのは、英国ロンドンにある枢密院司法委員会である。ジャマイカでは、以前より、控訴裁判所の判決に対する上訴事件の管轄権を、英国枢密院司法委員会から、カリブ司法裁判所（Caribbean Court of Justice (CCJ)¹⁵）に変更することが企図されてきたが、いまだ実現していない。

3 人権

ジャマイカ憲法の「第3章 基本的権利及び自由」(13条～26条)¹⁶及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ジャマイカ憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。

ジャマイカ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①緊急事態について、詳細な規定が置かれている（15条、20条、24条、26条等）。
- ②人権保護請求について、明文で規定されている（25条）。人権保護請求とは、不法に憲法14条乃至24条に規定された人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、最高裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

なお、「Pratt v. Attorney-General for Jamaica」事件（ジャマイカにおいて Pratt は殺人罪で死刑判決を宣告されたが、10年以上執行されずに死刑囚監房に拘禁されていたという事案）において、英國の枢密院は、「ジャマイカの司法制度により死刑執行が5年を超えて遅延する場合には、違憲状態と推定され、死刑判決は終身刑に軽減される必要がある」、「Pratt の死刑囚監房での拘留は5年を超えていた」、「不安の中での苦痛を持ちながら長期に拘留された後で死刑執行することは、ジャマイカ憲法の下での非人道的刑罰に当たる」旨を判示した。この事件を契機に、ジャマイカ以外のカリブ諸国についても、同様の判決が下されるようになった¹⁷。

¹⁵ 7名の裁判官により構成される「カリブ司法裁判所」は、2003年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立された。①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国（ジャマイカ等を含む）における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する（<http://www.ccj.org/>）。

¹⁶ ジャマイカ憲法は、日本国憲法に比べ、各条文が非常に長いという特徴がある。

¹⁷ 齊藤功高著「憲法解釈の法源としての人権条約 一コモン・ロー諸国における現状一」（『文教大学国際学部紀要 第19巻1号』（文教大学、2008年）所収）21～22頁。

III 民法

ジャマイカには、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野ごとに制定された法律（例えば、「権原登記法」）が存在する。ジャマイカの民法の内容は、英國法及びコモン・ローの影響を強く受けているが、若干の変容を受けている。

ジャマイカでは、原則として、外国人による土地所有についての制限は存しない。ジャマイカの土地の約 55%しか不動産登記されておらず、また、ジャマイカでは一般に、相続による登記変更手続が行われていない。このため、ジャマイカ政府は不動産登記の実施率を高めようと模索しているが、あまり改善が見られない¹⁸。

ジャマイカにおける土地所有権の権原 (title) には、①「権原登記法」に基づき土地所有権が登記された場合の「registered title」、及び②そのような登記がなされていない場合の「common law title」という 2 種類がある。①ジャマイカの「権原登記法」に基づき土地所有権が登記された場合、権原証書の原本と副本が発行され、原本は首都キングストンにある権原登記官局 (The Office of the Registrar of Titles) に保管され、副本は土地所有者が保有する。当該土地を譲渡しようする土地所有者たる売主が、副本に記載されているとおり自己に土地所有権が帰属していることを声明することにより、自己が権原を有することを証明することが可能である。これに対し、②「権原登記法」に基づき土地所有権が登記されておらず、コモン・ロー上の権原を主張しようとする場合、当該土地を譲渡しようする売主は、占有の事実や何らかの文書等により、自己に土地所有権が帰属していることを証明する必要がある¹⁹。

IV 会社法

ジャマイカの現行会社法は、2004 年会社法（2013 年に改正された）等により形作られている。

ジャマイカにおける「limited liability company」（有限責任会社）としては、「company limited by shares」（株式有限責任会社）、「company limited by guarantee」（会社債務に対する責任が、保証された額に制限される出資者により設立された会社）等が認められている。ジャマイカに投資する外国企業に最もよく利用されるのは、「company limited by shares」（株式有限責任会社）である。

ジャマイカでの有限責任会社の設立は極めて容易である。即ち、ジャマイカで有限責任会社を設立するためには、まず、希望する会社名を登録した上で、会社設立書類を作成し、ジャマイカ会社局 (The Companies Office of Jamaica (COJ)) に提出する。すると、登録官から会社設立証明書が発行され、会社番号が割り当てられる。一般に、会社設立に要す

¹⁸ <https://www.export.gov/article?id=Jamaica-Protection-of-Property-Rights>

¹⁹ <https://www.reb.gov.jm/nmcms.php?snippet=faqs&p=faqs&viewall=1&fn=3>

る期間は、COJ が提出書類を受理してから 2 営業日である。有限責任会社は、1 名の株主、1 名の取締役及び 1 名の秘書役だけいれば設立可能である（なお、この場合、取締役と秘書役を同一人物が兼ねることはできない）。株主、取締役及び秘書役の国籍は問わないが、有限責任会社の登録住所はジャマイカ国内に設定する必要がある²⁰。

また、ジャマイカに投資しようとする外国企業は、ジャマイカに外国企業の支店を設置することもできるし、一般又は有限のパートナーシップを利用することもできる。

V 民事訴訟法

ジャマイカにおける民事訴訟法制度は、基本的に、英國の民事訴訟法制度の強い影響を受けているが、若干の変容を受けている。

ジャマイカは、英國のコモン・ローの流れを汲んでおり、①事実と争点が実質的に同一である限り、裁判所は先例に従わなければならず、また、②争点が同一である限り、上級裁判所の下した先例に下級裁判所は従わなければならない。

ジャマイカにおける民事訴訟に関しては、従来より、訴訟事件の滞留・遅延が大きな問題とされてきた。その原因是、訓練された裁判官の不足にあるとされてきた。近時は、給与の増額、司法関係者の訓練プログラム、裁判所設備の改善が功を奏してきた。滞留している訴訟事件を減らすため、1995 年に夜間裁判所が設置されたが、大きく改善するには至らなかつたといわれている²¹。

VI 刑事法

ジャマイカでは、身体刑は 1998 年に廃止されたが、死刑（絞首刑）は現在でも維持されている。

ジャマイカにおける刑事事件では、陪審制が採用されており、通常は 7 名（殺人罪の場合は 12 名）の陪審員が審理に参加する。

ジャマイカで最も多い犯罪は、窃盗及び強盗であるが、その多くが旅行者の多いリゾート地で発生している。また、とくにキングストンのような都市部やモンテゴ・ベイのようなリゾート地では、コカイン・大麻等の薬物犯罪、殺人等の凶悪犯罪も多く発生している。ジャマイカでは、殺人は、2009 年には 1682 件発生し、2010 年には 1428 件発生したが、それ以降は、減少傾向が続いている。他方、ジャマイカでは、メキシコ・グアテマラ・ホンジュラス・エルサルバドル等の中米諸国と比べて、組織犯罪は比較的少ない。

2015 年の薬物関連法の改正により、ジャマイカでは医療大麻が合法化されたが、気晴らし目的での使用は必ずしも合法とはいえない。具体的には、2 オンス（56 グラム）までの

²⁰ Myers, Fletcher & Gordon 著「Guide to Doing Business Jamaica」16 頁。

²¹ <https://www.lawteacher.net/free-law-essays/judicial-law/legal-system-of-jamaica.php>

大麻の保有は、最大でも 5 ドルの罰金が科されるだけの「軽犯罪」に格下げされたが、合法化されたわけではない。また、ジャマイカでは、1 世帯あたり大麻を 5 プラントまで栽培してもよいこととされている。さらに、「ラスタファリアニズム」(Rastafarianism)²²を信仰する者が儀式で大麻を使用することが認められたことにより、ジャマイカは、世界で初めて、宗教目的での大麻使用を認めた国となった²³。

近時、ジャマイカの刑事司法において大きな問題と考えられているのは、「警察腐敗」の問題である。ジャマイカには汚職防止法が制定されているものの、多くの場合、実際には関係者が処罰されていない（「無処罰」）という問題がある。

VII 参考資料

以上、ジャマイカ法の概要を簡単に紹介してきたが、ジャマイカ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、ジャマイカは英語を公用語とするため、英語による情報源及び文献・論文等については、インターネット上で比較的多く存在する。ジャマイカ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: THE JAMAICAN LEGAL SYSTEM AND GUIDE TO LEGAL RESEARCH」²⁴等が参考になる。

英国法の流れを汲むジャマイカの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、英語を公用語とする国であること、政治的に安定した民主主義国家であること、日本との間で長年にわたり貿易が行われており、経済が着実に成長していること等にみられるジャマイカの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ジャマイカの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。今後、ジャマイカ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.12』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第20回 ジャマイカ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²² 「ラスタファリアニズム」(Rastafarianism) とは、エチオピア帝国最後の皇帝であるハイレ・セラシエ1世を神の化身であると信じ、アフリカ回帰（アフリカ中心主義）を信奉する宗教又は思想運動である。1930年代にジャマイカの労働者及び農民の間で発生し、1970年代にはボブ・マーリー等のレゲエ音楽とともに世界に広まった。

²³ <https://kushtourism.com/jamaica-marijuana-information/>

²⁴ <http://www.nylulawglobal.org/globalex/Jamaica1.html>